

お 知 ら せ

明けましておめでとうございます。旧年中は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。今年も皆様のお役に立てるよう職員一同、より一層の努力をしておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。今回は、本年 4 月 1 日より施行される働き方改革関連法案のうち、産業医、産業保健機能の強化に関する改正についてお知らせいたします。

産業医の機能強化

産業医とは、事業場において労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導・助言を行う医師を言います。労働安全衛生法により、従業員の人数が 50 人以上の事業場ごとに産業医の選任が義務付けられています。改正による主な変更点は以下の 3 点です。

①産業医に対する情報提供等

長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報の提供が義務となります。必要な情報は以下の 3 つです。

- ・ 健診、長時間労働者やストレスチェックに基づく面接指導後の就業上の措置内容(医師の意見聴取後、概ね 1 週間以内)
- ・ 法定外時間外労働が月 80 時間超の労働者の氏名、時間情報(時間算定後、概ね 2 週間以内)
- ・ その他健康管理上必要なもの(提供を求められた後、概ね 2 週間以内)

②産業医による勧告への対応

産業医から勧告を受けた場合、その内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会又は安全衛生委員会に報告する義務が設けられました。

③産業医の業務の内容等の周知

掲示、書面による配布、又は P C などの機器で確認できる状態にすることによって産業医の業務の内容、健康相談の申出方法、心身の情報の取扱い方法を労働者に周知することとされています。

※なお、以上の内容は、産業医の選任義務が無く、自主的に産業医を選任している事業場は努力義務となります。

産業保健機能の強化

①医師による面接指導の対象の変更

1 か月の法定外時間外労働が 80 時間を超える一般の労働者が申出た場合、医師の面接指導の対象となります(現行 100 時間)。さらに、研究開発業務に従事する労働者については、法定外時間外労働が 1 か月に 100 時間を超える場合、申出の有無に関わらず医師の面接指導を受けさせる義務が生じます。なお、研究開発業務に従事する労働者や建設業についての経過措置があります。詳細は次回お知らせします。

②労働者の健康情報の適正な取り扱いの推進

労働者の健康情報の適正な管理等について、厚生労働省より指針が公表されています。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01170.html 事業所はこの指針に則って健康情報の取り扱い規定を策定することとされています。

以上の内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyoka.com) までご連絡ください。